

宮古市水防計画

宮古市

宮古市防災会議

水防計画目次

第1章 総則.....	1
1.1 目的	1
1.2 用語	1
1.3 水防の責任等	5
1.4 水防計画の作成及び変更	6
1.5 津波における留意事項	7
1.6 安全配慮	7
第2章 水防組織.....	8
2.1 市の水防組織	8
第3章 重要水防箇所.....	9
第4章 予報及び警報.....	10
4.1 気象庁が行う予報及び警報	10
4.2 水位周知河川における水位到達情報	10
4.3 水防警報	10
4.3.1 洪水時の河川に関する水防警報	10
4.3.2 津波に関する水防警報	11
第5章 雨量・水位等の観測及び通報.....	12
5.1 雨量の観測及び連絡先	12
5.2 水位の観測及び連絡先	12
5.3 危機管理型水位計による水位の観測	12
第6章 気象等予報・警報の情報収集.....	13
第7章 水門等の操作.....	15
7.1 水門等	15
7.2 操作の連絡及び連絡系統	15
第8章 通信連絡.....	16
8.1 通話施設の使用	16
第9章 水防施設及び輸送.....	17
9.1 水防倉庫及び資器材	17

9.2 輸送の確保	17
第10章 水防活動.....	18
10.1 水防配備	18
10.2 巡視及び警戒	18
10.3 水防作業	19
10.4 警戒区域の指定	20
10.5 避難のための立退き	20
10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	20
第11章 水防信号、水防標識等.....	22
11.1 水防信号	22
11.2 水防標識	22
11.3 身分証票	23
第12章 協力及び応援.....	24
12.1 河川管理者の協力及び援助	24
12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定	24
12.3 自衛隊の派遣要請	24
第13章 費用負担と公用負担.....	26
13.1 費用負担	26
13.2 公用負担	26
第14章 水防報告等.....	28
14.1 水防記録	28
14.2 水防報告	28
第15章 水防訓練.....	29
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置.....	30
16.1 洪水対応	30
16.1.1 浸水想定区域の指定	30
16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置.....	30
16.1.3 洪水ハザードマップ	31
16.1.4 予想される水災の危険の周知等.....	31

16.1.5	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	31
16.1.6	タイムラインについて	32
16.2	津波対応	32
16.2.1	津波災害警戒区域の指定	32
16.2.2	市地域防災計画の拡充	32
16.2.3	津波ハザードマップの作成・周知	32
16.2.4	避難促進施設に係る避難確保計画	33
第17章	水防協力団体	34
17.1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	34
17.2	水防協力団体の業務	34
17.3	水防協力団体と水防団等との連携	34
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	34
第18章	水防管理団体の水防計画	35
18.1	水防管理団体の水防計画	35
18.2	水防計画の公表	35
18.3	水防協議会の設置	35
18.4	水防管理団体の水防計画作成要領	35

宮古市水防計画

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体である宮古市（以下「市」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に規定する雨水出水をいう。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語

主な水防用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他の法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したときは、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水 特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては避難判断水位、氾濫注意水位（警戒水位）への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては、氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定する雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法14条）。

(25) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(26) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法14条の3）。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であ

って浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域を言う。(法15条の6)。

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 市(指定水防管理団体)の責任

市管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する(法第3条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置(法第5条)
- ② 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ③ 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ④ 水位の通報(法第12条第1項)。
- ⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知(法第13条の2第2項)
- ⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条の2)
- ⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- ⑧ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)
- ⑨ 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)
- ⑩ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- ⑪ 緊急通行により損失を受けたものへの損失の補償(法第19条第2項)
- ⑫ 警戒区域の設定(法第21条)
- ⑬ 警察官の援助の要求(法第22条)
- ⑭ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- ⑮ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)
- ⑯ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第28条第3項)
- ⑰ 避難のための立退きの指示(法第29条)
- ⑱ 水防訓練の実施(法第32条の2)
- ⑲ 水防計画の作成及び要旨の公表(法第33条第1項及び第3項)
- ⑳ 水防協力団体の指定・公示(法第36条)
- ㉑ 水防協力団体に対する監督等(法第39条)
- ㉒ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ㉓ 水防従事者に対する災害補償(法第45条)
- ㉔ 消防事務との調整(法第50条)

(2) 県の責任

岩手県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④ 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 洪水予報又は水位到達情報通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑧ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑨ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪ 県大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑭ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長及び消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(3) 気象庁の責任

- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

1.4 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときには、あらかじめ、市防災会議に諮るとともに、岩手県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

消防団員等は、「消防団活動マニュアル」に従い、津波到達予測時刻の10分前までに高台等に避難が完了しているものとする。

1.6 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動時には、ライフジャケットを着用するなど水防活動に従事する者の安全確保に留意し実施するものとする。

また、避難誘導や水防に関する作業の際も、活動に従事する者の安全を確保しなければならない。

参照： 図表1-1 水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針

第2章 水防組織

2.1 市の水防組織

水防に関係ある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、宮古市に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。

水防本部及び水防団の編成は図表2-1及び図表2-2のとおりとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所の設定基準は図表3-1のとおりであり、市内の設定箇所は図表3-2のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

盛岡気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を岩手河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。発表する注意報、警報の種類及び発表基準は、図表4-1のとおりである。伝達系統図は図表4-2のとおりである。

4.2 水位周知河川における水位到達情報

知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

水位到達情報の通知を行う河川名、区域、担当機関は知事が行う水防警報（図表4-3）に同じ。水位到達情報の伝達系統図は、知事が行う水防警報（図表4-4）に同じ。

河川管理者は、水位周知河川において避難判断水位を超過又は超過するおそれがある場合には、市長に対し、水位到達情報や堤防等の河川管理施設の異常に係る情報を直接電話（ホットライン）連絡する。

4.3 水防警報

4.3.1 洪水時の河川に関する水防警報

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、担当機関は図表4-3のとおりである。水防警報の伝達系統図は、図表4-4のとおりである。

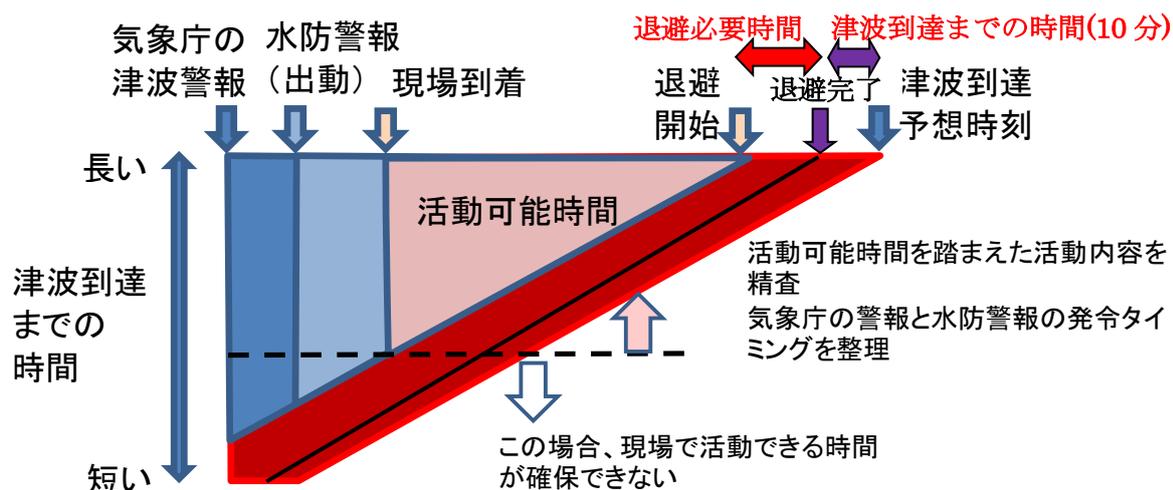
ただし、東日本大震災及び同津波の影響により、沿岸部の一部河川の水防警報は、当面の間、運用を休止する。

4.3.2 津波に関する水防警報

法第16条の規定による、知事が規定した海岸・河川についての津波水防警報については、気象庁が発表する津波予報及び警報に応じて、次のように発令したこととみなし、実際の津波発生時には津波水防警報発令の事務手続きは行わないこととする。

種類	内容	発令基準
出動	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（1.6 安全配慮に記載）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、水防団員自身の安全確保に留意して水閘門を閉鎖する。	大津波警報発表 津波警報発表 津波注意報発表
解除	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（1.6 安全配慮に記載）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を開放する。	大津波警報解除 津波警報解除 津波注意報解除

(※令和2年4月1日現在、法第16条に基づき知事が指定した海岸・河川はない)



第5章 雨量・水位等の観測及び通報

5.1 雨量の観測及び連絡先

雨量観測箇所は、図表5-1のとおりで、図表5-2の通報要領によりその通報連絡は図表5-3の連絡系統図のとおりである。

5.2 水位の観測及び連絡先

水位連絡箇所（危機管理型水位計による水位観測箇所を除く。）及び通報、警戒水位表は、図表5-4のとおりであり通報連絡は、図表5-3の連絡系統図のとおりである。

5.3 危機管理型水位計による水位の観測

危機管理型水位計による水位観測箇所は、図表5-5のとおりである。

第6章 気象等予報・警報の情報収集

盛岡地方気象台から発表される気象等予報・警報は、岩手県知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が本市あてに連絡されるので、市においては、地域住民に対し緊急に警報等を周知される経路計画を樹立しておくものとする。

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの町の防災情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

- ・盛岡地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/morioka/>

(2) 雨量・河川水位

図表6-1のとおり

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】 <https://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

- ・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

- ・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

第7章 水門等の操作

7.1 水門等

水防上重要な水門等は、図表7-1のとおりである。

(1) 河川区間の水門（洪水時操作）

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮時操作）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則、操作要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡及び連絡系統

水門等の管理者は、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、放流等の情報や貯水池の状況その他必要な事項等を関係機関に迅速に連絡するものとし、その際は、操作規定等及び図表7-1の連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

8.1 通話施設の使用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、その状況に応じて宮古市地域防災計画第3章第4節通信情報計画に定められた通信施設を使用することができる。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び資器材

- ① 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、図表 9-1、9-2 のとおりである。
- ② 水防管理者は、資器材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資器材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えるように努めること。また、備蓄機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- ③ 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長および三陸国道事務所長又は宮古土木センター長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

9.2 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路を樹立しておくよう努めるものとする。

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は市に水防本部を置いて水防事務を処理するものとする。ただし、宮古市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

市水防本部の長は、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。

市水防本部(市災害警戒本部)の設置(廃止)基準及び体制については、図表10-1のとおり。

宮古市災害対策本部設置(廃止)基準及び体制については、図表10-2のとおり。

(2) 水防団及び消防団の非常配備

① 水防団及び消防団の管轄地域等

② 各水防団および消防団の管轄地域、連絡先は、図表10-4のとおりである。

③ 水防団及び消防団の非常配備

④ 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね図表10-3を標準とし、水防管理者はあらかじめ配備体制の詳細を定めるものとする。

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者などが、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄広域振興局土木部等の長及び河川等の管理者に報告し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(イ) 高潮

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄広域振興局土木部等の長及び河川等の管理者に報告し、所轄広域振興局土木部等の長又は県水防本部に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮してもっとも適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、図表10-5のとおりである。

その際、団員は津波到達予想時間の10分前までには、高台等に避難するものとする。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、

災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.5 避難のための立退き

- ① 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、宮古警察署長にその旨を通知するものとする。
- ② 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を宮古土木センターの長に速やかに報告するものとする。
- ③ 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は直ちに一般住民、宮古警察署、宮古土木センター及び隣接市町村に通報するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

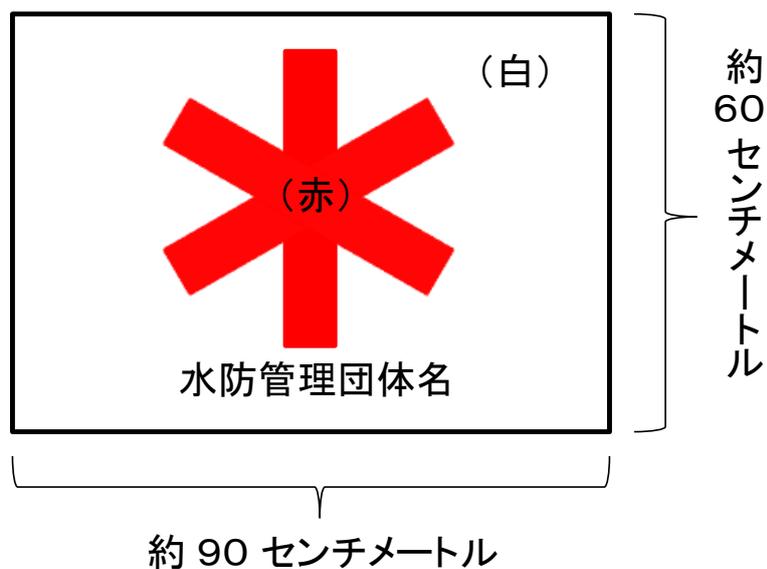
第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、図表11-1のとおりとする。

11.2 水防標識

- (1) 法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に提示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

11.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

第	号
身分証票	
住	所
氏	名
職	名
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
平成	年 月 日
〇〇市長	
氏	名 印

(裏) (例)

- (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、次の事項について自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報(河川の水位)の提供(伝達方法については、「岩手県河川情報システム」(岩手県)及び「川の水位情報」((財)河川情報センター)ホームページによる。
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

12.3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、岩手県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。この場合において、水防管理者は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

また、水防管理者は、連絡が取れない等岩手県知事に災害派遣要請ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとする。ただし、この通知をしたときは速やかに、その旨を岩手県知事に報告しなければならない。

自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、宮古市地域防災

計画によるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より公布される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに	区域における水防法第28条第1項の権限を委任した
ことを証明する。	
平成 年 月 日	
	水防管理者
	氏 名 印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交

付するものとする。

(例)

公用負担命令書			
第	号		
種	類	員	数
使	用	収	用 処 分
平	成	年	月 日
		水防管理者	氏 名
		事務取扱者	氏 名 印
			殿

(4) 損失補填

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を所轄広域振興局土木部を経由して県水防本部に報告するとともに、県水防本部は当該水防管理者からの報告について東北地方整備局に報告するものとする。

第15章 水防訓練

市は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術研修会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

16.1 洪水対応

16.1.1 浸水想定区域の指定

- (1) 国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

現在、本市に関する浸水想定区域図は下記のとおりである。

浸水想定区域・公表河川一覧

河川名	浸水想定公表時点	浸水想定 HPアドレス
閑伊川	H18.3.24	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2249&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=66&pnp=782&pnp=2249&cd=5915
津軽石川	H18.3.24	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2249&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=66&pnp=782&pnp=2249&cd=5915

- (2) 市は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

- (3) 県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。

16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市防災会議は、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったとき、又は雨水出水浸水想定区域若しくは高潮浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- ③ 浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ④ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものの名称及び所在地

16.1.3 洪水ハザードマップ

本市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

16.1.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.6 タイムラインについて

水位周知河川において、防災関係機関が災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、事前に何を行わなければならないかについて検討した防災行動をまとめたタイムラインを作成するものとする。

16.2 津波対応

16.2.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

16.2.2 市地域防災計画の拡充

市防災会議等は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客

その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

16.2.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波に発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人で下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体と水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(水防法第32条の3)

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、図表17-1を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第18章 水防管理団体の水防計画

18.1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、法第33条に定めるとおり水防協議会又は市防災会議に諮り、速やかに知事に届け出るものとする。

18.2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

18.3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

18.4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（案）（水防管理団体版）を参考にして作成することができる。